

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二三第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣 小泉 進次郎

Ⅲ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
-------------------	---------	--------------------	----------------	------	--------------

Oryza sativa L.	なつまつり	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新 町10番1号	第37941号 令和7年3月19日	鹿児島 県	指定地域以外の地域 において種苗を用い ることにより得られ る収穫物を生産する 行為を制限する。
〃	ゆきまんて ん	山形県 山形県山形市松波二丁目8 番1号	第37951号 令和7年3月26日	山形県	〃